

感染症に係る出席停止等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症と同時流行が懸念されておりますインフルエンザについて、このたび罹患時の出席停止の手続き変更についての通知に従い、次のとおり対応することといたしましたのでお知らせいたします。

1 必要書類について

感染症の種類	必要書類	記入者
新型コロナウイルス 感染症(疑い等) ※風邪症状による自宅休養含む	新型コロナウイルス感染症についての 報告書	保護者
インフルエンザ	インフルエンザ罹患報告書 (発症日以降、午前午後の検温記入欄あり)	保護者
インフルエンザ以外の学校感染症	治癒証明書	医療機関

※ 必要書類は、トップページの「出席停止について」からダウンロードすることができます。

※ インフルエンザ出席停止期間については、令和2年10月21日発行の保健室だより裏面（生徒が持ち帰っています）を参考にしてください。また、**報告書は再登校日に必ず担任まで提出**してください。インフルエンザに限り、医師による治癒証明書は不要となりました。

2 御家庭へのお願い

- ・毎朝の健康観察をお願いします。**必ず検温後、登校**してください。体調不良時は**自宅休養**をお願いします。
- ・**マスクを着用し登校**してください。手洗いや換気等、感染症対策を徹底してください。
- ・新型コロナウイルス感染症疑いで**PCR検査等**を受けた場合、受ける予定となった場合、**濃厚接触者**と特定された場合は、**検査結果が判明する前に、直ちに担任へ御連絡**ください。